

# 校庭使用の登録・使用手続き及び注意事項

宇都宮市立御幸小学校

## 1 校庭貸与の基本方針

- (1) 使用方法は定期的使用及び臨時的使用とします。
- (2) 使用時間帯は、月～金は16:00～21:30の間、土・日は7:00～21:30といたします。ただし、この時間のうちで必要最低限の時間帯で申請して下さい。
- (3) 19:00以後の時間帯は、原則として成人団体の使用といたします。
- (4) 子どもの家・放課後子ども教室は優先使用となりますので、他の団体の皆様は、使用開始時刻が遅れる場合もありますので、ご協力ください。
- (5) 使用希望時間帯が重複した場合は、優先順位に従い決定します。優先順位が低い団体は割り当てができない場合がありますので、ご了承ください。  
※御幸小放課後子ども教室及び子どもの家→御幸小児童が所属する登録団体及び御幸地区住民が所属する登録団体→その他の登録団体
- (6) 時間の割り当ては、その曜日その時間帯に必ず使用できることを保証するものではありません。学校の教育活動（学校行事とその準備を含む）・PTAや地域団体（自治会等）の行事・選挙会場や避難所としての使用・保守点検や工事等で使用できないことがあります。

## 2 令和3年度の利用団体登録申請について（必ず提出）

校庭の定期的使用を希望する団体は、「定期的使用団体登録申請書」を提出して下さい。

- (1) 提出期限 2月26日（金）必着
- (2) 用紙 申請書用紙を学校まで取りに来ていただくか、HPから印刷してください。
- (3) 提出方法 記入した申請書を、学校へご持参いただくか、郵送にてご提出下さい。  
(ファックス・電子メール・電話での受付はいたしませんのでご了解下さい。)
- (4) 提出先 御幸小学校 副校長あて
- (5) その他 ・事前に申請書を提出していただき、学校にて使用希望一覧表を作成し、会議で提示いたします。  
・申請書を期限までに提出いただけない場合、令和3年度の定期的使用はできません。

## 3 定期的使用希望団体の学校施設開放会議の開催について（必ず出席）

登録申請書を提出していただいた団体を対象に、学校施設開放会議を開催いたします。

- (1) 日時 3月4日（木）午後6時30分から
- (2) 場所 御幸小学校 3階 集会室
- (3) その他 ・登録申請書を提出した団体は、必ず出席して下さい。（代表者が出席できないときは、代理者が出席して下さい。無断欠席の場合は、使用を辞退したものとさせていただきます。やむを得ない事情でどなたも出席できない場合は必ず事前にご連絡ください。ただし、その場合は、他の団体が使用しない時間帯に割り当てることになるため、ご希望の時間帯に使用できないことや、使用そのものができないこともありますので

ご承知おきください。)

- 会議の開催通知はあらかじめ差し上げませんので、お忘れのないようご注意ください。
- 会場の関係上、出席人数は1団体あたり2名までといたします。
- 会議で使用曜日、時間帯の割り当てを調整します。使用希望の曜日、時間が重複している場合は、会議のとき話し合い等で調整していただきます。
- 事前に登録申請書を提出せずに会議に出席しても、定期的使用の割り当てはできません。

○新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用をお願いします。また、会場は換気しますので、温かい服装でお越しください。なお、発熱・体調不良の方の出席はご遠慮ください。

**・校庭使用希望の曜日・日時が重複しなかった場合は、会議への出席の必要はありません。その場合には、会議実施日以前に、学校から申請者あてお知らせいたします。事前にお知らせをしなかった場合は、必ず会議へ出席してください。**

#### 4 登録後の毎月の使用申請について

登録終了後の毎月の使用に関しては、前月の15日まで(15日が学校休業日の場合はその直後の平日)必着で「**定期的使用申請書**」を学校(副校長)あて、持参または郵送で提出して下さい。

許可書は毎月使用希望日の前月の22日(22日が学校休業日の場合はその直後の平日)に発行します。学校まで取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

期限までに申請書の提出がない場合は、当該月の使用希望はないものとみなし、他の団体の臨時的使用を許可する場合がありますので、ご注意ください。

なお、本校児童やその家族等が所属する団体については、本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて申請された場合は、許可書は連絡児童を通じて送付します。

#### 5 臨時的使用について

臨時的使用を希望する団体は、使用希望日の10日前までに「**臨時使用申請書**」を学校(副校長)あてに提出して下さい。持参または郵送でお願いします。

使用希望日・時間帯に空きがある場合は、許可書を発行いたします。許可書は学校まで取りに来ていただくか、郵送をご希望の場合は、申請時に切手を貼付した返信用封筒を申請書と一緒にご提出ください。

なお、本校児童やその家族等が所属する団体については、本校児童を連絡児童として依頼することもできますが、その場合、依頼は団体側の責任でお願いいたします。連絡児童を通じて使用申請書を提出された場合は、許可書は当該連絡児童を通じて送付します。